

文字情報のみで編集したものです



209/2008年8月

 連 合 神 奈 川
 発行責任者：野村 芳広

第19回中央委員会を開催□ 2009年度に向けた政策・制度要求と提言を決定

連合神奈川は7月11日、ワークピア横浜で『第19回中央委員会』を開催。役員、代議員をはじめ全体で142名が参加。2009年度に向けた政策制度要求などを決定した。

主催者を代表し演壇に立った連合神奈川白石会長は「世界的原油高、原材料価格の高騰問題などにより、日本経済の景気が減速、物価の値上げされ、生活者に脅威を与えている。加えて、社会保障費の負担増、消費税アップの議論など、将来の生活設計ができない、夢も希望も持てない状況である」「年金、後期高齢者医療制度、派遣法、非正規社員の問題など、私たちが「おかしい」と叫び訴えた問題が、世論を動かし、政府も遅ればせながら見直しをはかり始めている。おかしいことをおかしいと言い続けることの重要性を実感している」と訴え、そのために「心をひとつに政策・制度要求実現に向けて推進していく」と語った。また、今秋に予想される解散総選挙について、「郵政選挙での完敗を喫した悔しさを思い出し、最低小選挙区で10勝を勝ち取り、さらに上積みをめざす」と決意を語った。

続いて一般活動経過報告、会計報告、会計監査報告に続き、第1号議案として【地域産業・中小】【労働・男女平等】【環境】【社会制度】【福祉】【教育・平和】【行財政】の7つを柱とする52項目の重点要求を含む政策・制度要求と提言が提案され、満場の挙手で採択。第2号議案「役員定数見直し」第3

号議案「アピール」がそれぞれ提案され、どちらも採択された。連合神奈川では綾瀬市長選に、現職の笠間城治郎を推薦、中央委員会内でも話題となったが、13日投・開票の結果、対立候補に大差で勝利、再選を果たした。

政策・制度要求と提言は8月4日・横浜市、8月5日・神奈川県と神奈川労働局、8月28日・川崎市にそれぞれ提出。

第45回衆議院選挙予定候補者

連合神奈川第214回執行委員会で、第45回衆議院選挙の第2次推薦候補者を決定いたしました。【氏名等：変更があったので略】

連合神奈川拡大政治センター会議 小沢民主党代表と意見交換

連合神奈川は7月28日、ホテルキャメロットジャパンで、拡大政治センター会議を開催。小沢民主党代表を迎え、次期衆議院選挙における党本部の方針について意見交換を行った。

08年度「帰宅困難者対応訓練」

08年度「帰宅困難者対応訓練」の実施について 昨年度実施し、多くの方々が参加した「帰宅困難者対応訓練」。今年も

- ①参加者が被災したとき、交通 機関が止まっても、どうしても帰宅しなければならない 事態に備える。
- ②帰宅しようとする人が直面す る困難を沿道の地域の人々が どのように支援したら良いか を考える。
- ③帰宅する人、支援する人には どんな情報が必要なのか、そ の情報を提供するために参加 者や外部の支援者はどんな情 報を発信すると良いのかを考える。

以上3点をテーマに実施します。

神奈川県内コース

日 時：9月23日(火)秋分の日 午前10時スタート

コース：横浜市保土ヶ谷「川辺公園」から

大和市「大和公園」までの

全長15.7kmを予定しています。

規 模：1,000名の徒歩訓練を想定しています。

申し込み：各組合より参加案内がございます。

参加対象：① 組合員および家族

② 一般参加

留意事項：訓練ですので、動きやすい服装、履き慣れた靴(スニーカー等)でご参加ください。また、飲料水および弁当をご持参ください。

詳細については、産別、単組、支部の組合まで。

今年も首都圏統一で千葉コース・埼玉コース・東京コース・神奈川コースが開催されます。(神奈川コースについては、川崎地域連合が最終受け入れを担当します)

核兵器を廃絶し、 平和な世界をつくろう！！

連合神奈川は8月第1週をピースウィークとし、毎年、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を訴えている。

今年度もさまざまな平和行動を展開。8月3日に川崎・ルフロン広場で『ピースリレートーク』を行った。

連合神奈川ピースウィーク行動世界の恒久平和を！！PEACEリレートーク 毎月5日に行っている『連合の日』、8月のピースウィークでは平和運動をメインテーマに、JR川崎駅前ルフロン広場で、すべての核兵器廃絶と世界平和を訴えるピースリレートークや啓発チラシの配布などの行動を川崎地域連合とともに展開した。

すべての働くものの悩み解消を まちかど労働相談を実施

連合神奈川は県内各地でまちかど労働相談を実施した。

今回の労働相談は、6月21日に大和駅「東側プロムナード」、6月25日には金沢産業振興センターを会場に開催。労働時間、保健・税金問題など、のべ17件の相談が寄せられた。

7月1日より最低賃金法が変わりました！

7月1日より、約40年ぶりの最低賃金法改正で、最低行政が大きく変わります。

賃金のセーフティーネットとしての最低賃金の役割は、より重要となっています。一般労働者の賃金と生計費をどう見てゆくかが課題となってきます。

2008年7月1日

改正最低賃金法施行の概要

- 地域別最低賃金は、労働者の生計費および生活保護との整合性を考慮する。
- 産業別最低賃金違反の罰則は、労働基準法第24条の罰則を適用する。
- 派遣労働者の最低賃金は、派遣先の地域別(産業別)最低賃金を適用する。

KANAGA LOCAL OF JAPANESE TRADE UNION CONFEDRATION (2)

[カレント目次に戻る](#)